

○広島国際大学大学院学則

2003年1月30日

学園1101

改正 2012年2月27日

第1章 総則

(目的)

第1条 広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)は、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、前条に規定する目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。また、定期的に外部評価を行う。

2 前項の点検および評価に関することは、広島国際大学自己評価委員会規定等に別に定める。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

- 2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という)および後期3年の課程(以下「博士後期課程」という)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。ただし、薬学研究科においては、前期・後期に区分しない。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力と豊かな学識を養うことを目的とする。
- 5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うこととする。

(研究科、専攻および教育研究上の目的)

第4条 本大学院につきの研究科を置き、専攻を設ける。

研究科名	専攻名	課程
看護学研究科	看護学専攻	博士課程
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻	博士課程
	医療福祉学専攻	修士課程
	医療経営学専攻	修士課程
心理科学研究科	臨床心理学専攻	博士後期課程
	コミュニケーション学専攻	修士課程
	感性デザイン学専攻	修士課程

	実践臨床心理学専攻	専門職学位課程
工学研究科	建築・環境学専攻	修士課程
	情報通信学専攻	修士課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程

- 2 看護学研究科看護学専攻は、超高齢社会と高度先端医療に対応できる看護師の育成と、看護系大学の急増に伴う看護教員養成の社会的要請に対応するため、博士前期課程・後期課程の一貫したカリキュラムのもと、高度実践看護師や看護教育研究者の育成を目的とする。
- 3 医療・福祉科学研究科各専攻の教育研究上の目的は、つきの各号のとおりとする。
- イ 医療工学専攻は、医療工学を発展させ、医療従事者の専門知識および技術水準の向上を図るとともに、多様な医療技術における問題を統合的・組織的に把握し、問題解決を図る能力を持つ教育者・指導者・研究者の養成を目的とする。
 - ロ 医療福祉学専攻は、社会福祉学を基礎として、医療福祉分野における深い学識と卓越した実践能力を持つ高度専門職業人ならびに研究者の養成を目的とする。
 - ハ 医療経営学専攻は、国際的視野で、保健・医療・福祉サービスの本質を深く研究・分析し、最適なサービスを、患者・利用者中心に、継続的に提供する組織経営ができる人材の育成や再教育を目的とする。
- 4 心理科学研究科各専攻の教育研究上の目的は、つきの各号のとおりとする。
- イ 臨床心理学専攻は、研究能力を持った臨床能力のある専門家を養成すること、特に臨床能力については、臨床家としての幅広い基盤づくりを目指し、具体的な臨床のスキルを身につけることができるよう教育することを目的とする。
 - ロ コミュニケーション学専攻は、英語コミュニケーションおよび社会コミュニケーションの分野において、広い視野と国際性、高い見識と実践能力を備えた高度専門職業人の養成を目的とする。
 - ハ 感性デザイン学専攻は、人に優しく使いやすく安全な製品をつくる人間工学および感性工学の分野と、魅力的な商品を産み出す商品開発およびデザインの分野において、専門的な仕事を積極的に指導し企画・推進することができる高度専門職業人の養成を目的とする。
- 二 実践臨床心理学専攻は、地域社会、家族および教育の再生等さまざまな解決すべき問題が山積している人間社会で、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた「心の専門家」の養成を目的とする。
- 5 工学研究科各専攻の教育研究上の目的は、つきの各号のとおりとする。
- イ 建築・環境学専攻は、建築および住環境を科学技術的な側面から分析し、社会の将来的動向についての広い視野と見識を備え、かつ能動的な企画力と国際的な行動力を有する高度専門職業人の育成を目的とする。
 - ロ 情報通信学専攻は、コンピュータ技術、通信技術、マイクロエレクトロニクス技術およびソフトウェア技術ならびに機構・駆動技術、計測・センサ技術および認識・知能化技術の技術融合の観点に立脚した教育・研究を行い、高度専門職業人の育成を目的とする。
- 6 薬学研究科医療薬学専攻は、薬学を基礎として、先端医学と高度医療を支える研究者、教育者ならびに薬剤師で高度な専門知識と研究能力を有する薬剤師指導者の養成を目的とする。

(修業年限)

第5条 修士課程の修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、薬学研究科博士課程の修業年限は4年とする。
- 3 専門職学位課程の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、つぎの年数を超えて在学することができない。

看護学研究科

博士後期課程 6年

博士前期課程 4年

医療・福祉科学研究科

博士後期課程 6年

博士前期課程・修士課程 4年

心理科学研究科

博士後期課程 6年

修士課程 4年

専門職学位課程 4年

工学研究科

修士課程 4年

薬学研究科

博士課程 8年

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、つぎのとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程または修士課程		博士後期課程または薬学研究科博士課程		専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
看護学研究科	看護学専攻	10名	20名	3名	9名	—	—	29名
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻	10名	20名	2名	6名	—	—	26名
	医療福祉学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
	医療経営学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
心理科学研究科	臨床心理学専攻	—	—	2名	6名	—	—	6名
	コミュニケーション学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
	感性デザイン学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
	実践臨床心理学専攻	—	—	—	—	20名	40名	40名

工学研究科	建築・環境学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
	情報通信学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
薬学研究科	医療薬学専攻	—	—	2名	8名	—	—	8名
合計		50名	100名	9名	29名	20名	40名	169名

第2章 職員組織

(職員組織)

第8条 本大学院に、教育研究上の目的を達成するため、研究科および専攻の規模ならびに授与する学位に応じ、必要な教育職員(以下「教員」という)を置く。

- 2 研究科および専攻においては、教員の適切な役割分担および連携体制を確保し、組織的な教育を行うものとする。
- 3 本大学院の事務処理は、大学事務組織をもって行う。

(授業および研究指導の担当)

第9条 本大学院の授業および学位論文の作成等にかかる指導(以下「研究指導」という)は、本大学院教員がこれにあたる。

- 2 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という)は、原則として当該研究科に所属する教授とする。ただし、特別な事情がある場合には、准教授が担当することができる。
- 3 必要により他の大学院もしくはその他の大学院教員有資格者に、授業または研究指導の担当を依頼することができる。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第10条 本大学院の管理運営に関する事項を審議するため、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に関する規定は、別に定める。
- (研究科長・専攻長)

第11条 研究科に研究科長、各専攻に専攻長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。
- 3 専攻長は、当該研究科長の命を受けて、当該専攻に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第12条 研究科に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、大学院の教育を担当する専任および特任の教授で組織する。
- 3 研究科委員会に関する規定は、別に定める。

(専門職学位課程委員会)

第12条の2 専門職学位課程の管理運営に関する事項を審議するため、専門職学位課程委員会を置く。

- 2 専門職学位課程委員会は、専門職学位課程の教育を担当する教員で組織する。
- 3 専門職学位課程委員会に関する規定は、別に定める。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第13条 修士課程および博士課程における教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

- 2 専門職学位課程における教育は、必要な授業科目の授業によって行う。
- 3 前2項の授業および研究指導にあっては、その方法、内容および年間の計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示するものとする。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条の2 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るため、組織的な研修および研究を行う。

(授業科目、研究指導分野、単位および履修方法)

第14条 研究科における授業科目、研究指導分野、単位および履修方法は別表第1のとおりとし、履修について必要な事項は、別に定める。

(履修科目の選定および申請)

第15条 修士課程および博士課程の学生は、指導教員の指導を受けて履修しようとする授業科目を選定し、指導教員の承認を経て、所定の期日までに申請しなければならない。

- 2 専門職学位課程の学生は、履修しようとする授業科目を選定し、所定の期日までに申請しなければならない。
- 3 専門職学位課程の学生が1年間に履修登録できる単位数は、38単位以内とする。

(教育職員免許状)

第15条の2 本大学院において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および同施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項に定める免許状の種類および免許教科は、つきのとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
心理科学研究科	コミュニケーション学専攻	(イ) 中学校教諭専修免許状 (ロ) 高等学校教諭専修免許状	英語

- 3 免許状授与の所要資格の取得方法については、別に定める。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第16条 研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という)が教育上有益と認めるときは、第15条にかかわらず、他の大学院および本大学院の他の研究科または専攻との協議に基づき、学長(他の専攻の場合は研究科長)の許可を得て、学生に他の大学院等および本大学院の他の研究科または専攻の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科または専攻で定める所定の単位を超えない範囲で、本大学院における課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(外国の大学院等への留学)

第17条 研究科委員会等が教育研究上有益と認めるときは、学長の許可を得て、学生を外国の大学院等に留学させることができる。

- 2 第16条の規定は、学生が前項の規定により留学する場合に準用する。
- 3 第1項の許可を得て留学した期間は、本大学院における課程修了の要件として修業年限に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 研究科委員会等が教育上有益と認めるときは、本大学院の博士前期課程、修士課程または専門職学位課程の第1年次に入学した者が入学前に他の大学院等において修得した単位を、当該研究科または専攻で定める所定の単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。

(他の大学院等における研究指導)

第19条 研究科委員会は、指導教員が教育研究上有益と認めるとき、学生が他の大学院または研究所等との協議に基づき、学長の許可を得て、当該大学院または研究所等において研究指導を受けさせることができる。

2 前項により研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

(試験および成績の評価)

第20条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の成績は、「5・4・3・2」の4種の評語をもって表し、「5・4・3」を合格、「2」を不合格とする。

3 演習および特別研究は、単に合格または不合格をもって示すことがある。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修して当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第5章 課程の修了要件および学位

(課程の修了要件)

第22条 博士前期課程および修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

3 薬学研究科博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

4 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について50単位以上を修得しなければならない。

(学位論文の審査等)

第23条 前条第1項および第2項の学位論文の審査等に必要な事項は、別に定める広島国際大学学位規定(以下「学位規定」という)による。

(最終試験)

第24条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行う。

2 最終試験に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

(学位およびその授与)

第25条 学位は、修士、修士(専門職)および博士とする。

2 本大学院で授与する学位は、つぎのとおりとする。

看護学研究科

修士(看護学)

博士(看護学)

医療・福祉科学研究科

修士(医療工学)

博士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

心理科学研究科

博士(臨床心理学)

修士(コミュニケーション学)

修士(感性デザイン学)

臨床心理修士(専門職)

工学研究科

修士(工学)

薬学研究科

博士(薬学)

3 前項に定めるほか、学位授与の要件その他の学位に関し必要な事項は、学位規定による。

第6章 学年、学期および休業日

(学年)

第26条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年をつきの2学期に分ける。

イ 前期 4月1日から9月30日まで

ロ 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は、つきのとおりとする。

イ 日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日

ロ 本学園創立記念日(10月30日)

ハ 春期休業日 3月21日から3月31日まで

ニ 夏期休業日 8月1日から9月14日まで

ホ 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することがある。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、または休業日に授業を行うことがある。

第7章 入学、休学、復学、退学、再入学、転学、転入学および除籍

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上必要がある場合は、後期の始めとすることがある。

(入学資格)

第30条 本大学院の博士前期課程、修士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、つきの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。

イ 学校教育法に定める大学を卒業した者

- 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - ハ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ニ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ホ 文部科学大臣の指定した者
 - ヘ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、つきの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 修士の学位または専門職学位を有する者
 - 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ハ 文部科学大臣の指定した者
 - ニ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 3 本大学院の薬学研究科博士課程に入学することができる者は、つきの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 6年制薬学部を卒業した者
 - 修士の学位または専門職学位を有する者
 - ハ 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ニ 文部科学大臣の指定した者
 - ホ 4年制大学を卒業し、かつ、3年以上の社会での実務経験を有し、6年制薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - ヘ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 第1項へ号、第2項ニ号ならびに前項ホ号およびヘ号の学力検査は、研究科委員会がこれを行う。
(入学志願手続)

第31条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに出願手続をしなければならない。

(入学者の選考)

第32条 入学者の選考は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを行う。

(入学手続および入学許可)

第33条 前条による選考に合格した者は、所定の書類に第45条に定める学費を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。
(休学)

第34条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、所定の休学願に理由を証明する書類を添えて提出し、研究科長の許可を得て休学することができる。

2 研究科長は、病気のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て、休学を命じることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、博士前期課程、修士課程または専門職学位課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年、薬学研究科博士課程については通算して4年を、それ超えることができない。

3 休学期間は、第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅したときは、研究科長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない理由のため退学しようとする者は、研究科長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 退学しようとする者は、その学期の学費を納入しなければならない。

(再入学)

第38条 正当な理由で退学した者および第41条イ号、ロ号またはハ号に該当する者が、再入学を願い出たときは、学長は定員に余裕のある場合に限り、選考のうえこれを許可することがある。

2 すでに履修した授業科目および修得した単位の取扱いならびに在学年限については、研究科委員会等の議を経て、研究科長が定める。

(転学)

第39条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の転学願にその理由を付して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

第40条 他の大学院の学生が本大学院に転入学を願い出たときは、学長は定員に余裕がある場合に限り、選考のうえこれを許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長または研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(除籍)

第41条 つきの各号のいずれかに該当する者は、学長がこれを除籍する。

- イ 学費を所定の期日までに納入しない者
- ロ 休学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者
- ハ 休学期間満了前までに、復学を願い出ない者
- ニ 第6条に定める在学年限を超えた者
- ホ 第35条第2項に定める休学期間を超えた者
- ヘ 死亡が確認された者

第8章 賞罰

(表彰)

第42条 表彰に値する行為があつた学生には、研究科委員会等の議を経て、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第43条 本大学院学則および諸規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科

委員会等の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、放學、停學、けん責および訓告とする。
- 3 放學は、つきの各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - イ 性行不良で改善の見込みがない者
 - ロ 学力劣等で成業の見込みがない者
 - ハ 正當な理由がなくて出席が常でない者
- ニ 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第44条 入学検定料(以下「検定料」という)の額は、別表第2のとおり定める。

- 2 入学を志願する者は、入学願書の提出と同時に検定料を納入しなければならない。
(学費)

第45条 学費は、入学金および授業料とし、その額は、別表第3のとおり定める。

- 2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 休学中の学費は、休学を許可された期の翌期から免除する。ただし、別表第4に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。
- 4 休学中の学費等の取扱いについては、本大学院学費納入規定に定める。

(既納の検定料および学費等)

第46条 既に納入された検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、本大学院学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。

(納期、納入方法等)

第47条 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、本大学院学費納入規定に定める。

第10章 科目等履修生および外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 研究科の授業科目中、1科目または数科目を選んで履修を志願する者があるときは、授業および研究に支障のない限り選考のうえ、これを許可することがある。

- 2 履修料は、別表第5のとおり定める。

(外国人留学生)

第49条 外国の国籍を有する者で、原則として大学院入学を目的として入国許可を受けて入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会等の議に基づき、選考のうえ、学長の許可を得て、外国人留学生としてこれを許可することがある。

(科目等履修生等に関する規定)

第50条 科目等履修生および外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第11章 その他

(在学期間中の有職)

第51条 研究科委員会等において、就学に支障がないと認めた場合、学生が在学中に職を有することを認めることがある。

(準用)

第52条 本大学院学則に定めるほか、広島国際大学学則その他の諸規定を準用する。

(施行細則)

第53条 本大学院学則施行に必要な細則は、別に定める。

(学則の改廃)

第54条 この学則の改廃は、大学院委員会および研究科委員会等ならびに学長の承認を得て、理事会の議を経て、理事長が行う。

付 則

1 この学則は、2003年4月1日から施行する。

2

イ この改正学則は、2012年4月1日から施行する。

ロ 第4条の規定にかかわらず、総合人間科学研究科医療工学専攻、医療福祉学専攻、医療経営学専攻、臨床心理学専攻、コミュニケーション学専攻、感性デザイン学専攻および実践臨床心理学専攻は、2009年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

ハ 前号の各専攻に在学する者の授業科目、単位、履修方法等の教育課程および課程の修了要件ならびに第45条第1項別表第3の学費、第45条第3項別表第4の在籍料、第48条第2項別表第5の履修料については、なお従前の例による。

ニ 第25条にかかわらず、工学研究科の2010年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

ホ 医療・福祉科学研究科医療工学専攻博士後期課程、心理科学研究科実践臨床心理学専攻専門職学位課程および工学研究科各専攻の2010年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。

ヘ 第4条の規定にかかわらず、看護学研究科看護学専攻修士課程は、2012年3月31日に当該専攻修士課程に在学する者が当該専攻修士課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻修士課程に在学する者が修得すべき授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

別表第1 教育課程表

別表第2 入学検定料

(単位：円)

種別	金額
入学検定料	30,000

別表第3 学費

(単位：円)

科目	入学金(入学時のみ)	授業料(年額)

研究科	課程		
看護学研究科	博士前期課程	150,000	1,300,000
	博士後期課程	220,000	1,300,000
医療・福祉科学研究科	博士前期課程または修士課程	150,000	1,000,000
	博士後期課程	220,000	1,000,000
心理科学研究科	修士課程	150,000	1,000,000
	博士後期課程	220,000	1,000,000
	専門職学位課程	200,000	1,130,000
工学研究科	修士課程	150,000	1,100,000
薬学研究科	博士課程	220,000	1,200,000

別表第4 在籍料

(単位：円)

研究科	前期	後期
看護学研究科	60,000	60,000
医療・福祉科学研究科		
心理科学研究科		
工学研究科		
薬学研究科		

別表第5 履修料

(単位：円)

研究科	金額	備考
看護学研究科	20,000	1単位当たり
医療・福祉科学研究科		
心理科学研究科		
工学研究科		

薬学研究科

別表第1 教育課程表

研究科各専攻の授業科目、研究指導分野、単位および履修方法

(1) 看護学研究科

イ 看護学専攻

博士前期課程

授 業 科 目		单 位 数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
看護基礎科学領域	看護研究方法論 特論	2			
	看護理論特論		2		
	看護情報学特論		2		
	国際看護学特論		2		
	看護倫理学特論		2		
	看護教育学特論		2		
	看護管理学特論		2		
看護実践科学領域	基礎看護学特論 I		2		
	基礎看護学特論 II		2		
	基礎看護学特論 III		2		
	基礎看護学演習 I		2		
	基礎看護学演習 II		2		
	基礎看護学演習 III		2		
	基礎看護学特別研究		10		
看護実践科学領域	成人・老年看護学特論 I		2		
	成人・老年看護学特論 II		2		
	成人・老年看護学特論 III		2		
	成人・老年看護学演習 I		2		
	成人・老年看護学演習 II		2		
	成人・老年看護学演習 III		2		
	成人・老年看護学特別研究		10		
母子看護学分野	母子看護学特論 I		2		
	母子看護学特論 II		2		
	母子看護学演習 I		2		
	母子看護学演習 II		2		
	母子看護学特別研究		10		

看護実践科学領域	地域看護学分野	地域看護学特論 I		2		
		地域看護学特論 II		2		
		地域看護学演習 I		2		
		地域看護学演習 II		2		
		地域看護学特別研究		10		
計			2	92		

《履修方法》

- ① 「看護基礎科学領域」の授業科目から必修科目2単位を含め、6単位以上を修得すること。
- ② 「看護実践科学領域」において、主専攻の分野(基礎看護学、成人・老年看護学、母子看護学または地域看護学)の「特別研究」10単位と、指導教授が担当する「特論」2単位および「演習」2単位の計14単位以上を修得すること。
- ③ ①②を含め、計30単位以上を修得すること。

博士後期課程

領域区分	授業科目	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
看護実践科学領域	専門基礎分野	国際看護・保健実践学特論		2		
	生活支援看護学分野	看護実践科学研究特論	2			
		成人老年生活支援看護学演習		2		
		成人老年看護実践・教育学演習		2		
	健康保健学分野	母性生活支援看護学演習		2		
		小児生活支援看護学演習		2		
		健康発達・健康障害学演習		2		
		ヘルスケア実践科学演習		2		
	看護実践科学特別研究	生涯健康保健学演習		2		
		精神保健看護学演習		2		
計		12				
計		14	18			

《履修方法》

- ① 「専門基礎分野」の授業科目から必修科目2単位を修得すること。
- ② 各分野の選択科目の中から、計2単位以上修得すること。
- ③ ①②および「看護実践科学特別研究」12単位を含め、計16単位以上を修得すること。

(2) 医療・福祉科学研究科

イ 医療工学専攻

博士前期課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎領域	医療工学特論 I		2		
	医療工学特論 II		2		
	医療工学特論 III		2		
	医療倫理特論	2			
	医療工学実習		2		
専 放射線学 分野	医用磁気共鳴学特論		2		
	医用画像解析学特論		2		
	医用機能画像学特論		2		
	放射線腫瘍ゲノム医科学特論		2		
	放射線治療技術学特論		2		
	放射線物理学特論		2		
	放射線計測工学特論		2		
	細胞機能制御学特論		2		
	生体循環制御学特論		2		
	血液循環機器学特論		2		
	流体計測工学特論		2		
	医用機械工学特論		2		
臨床工学 分野	人体異常構造学特論		2		
	分子生体機能学特論		2		
	発達神経障害リハビリテーション学特論		2		
	臨床神経生理学特論		2		
	加齢障害理学療法学特論		2		
	スポーツ外傷・障害リハビリテーション学特論		2		
	運動循環器系理学療法学特論		2		
実習	遺伝情報学実習		2		
	生体機能制御代行学実習		2		
	医用画像処理実習		2		
	医用機器学実習		2		

	計測工学実習	2			
	分子生体機能学実習	2			
	運動循環器系理学療法学実習	2			
	関節バイオメカニクス学実習	2			
	特別研究	8			
	計	12	60		

《履修方法》

- ① 「専門基礎領域」の授業科目から必修科目4単位を含め、3科目6単位以上を修得すること。
- ② 「専門領域」の実習科目から3科目6単位以上を修得すること。
- ③ ①②および「特別研究」8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

博士後期課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
医用画像・生物情報工学領域	医用画像診断支援学演習 生体機能解析学演習 放射線最適化・計測学演習 放射線影響生物学演習	2 2 2 2			
循環器システム工学領域	心肺機能画像解析学演習 循環制御学演習 体外循環工学演習	2 2 2			
健康科学領域	身体障害治療・予防学演習 病態運動学演習 認知・発達学演習	2 2 2			
特別研究	12				
計	12	20			

《履修方法》

「特別研究」12単位を含め、選択科目4単位以上、計16単位以上を修得すること。

□ 医療福祉学専攻

修士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎領域	社会福祉学特論 I	2	2		
	医学・医療特論	2	2		
	生命倫理特論	2	2		
	認知障害特論	2	2		
	医療福祉基礎実習	2	2		
専門領域	社会福祉学特論 II	2	2		
	社会福祉調査特論 I	2	2		
	社会福祉調査特論 II	2	2		
	地域福祉特論 I	2	2		
	地域福祉特論 II	2	2		
	社会福祉援助技術特論	2	2		
	社会リハビリテーション特論	2	2		
専門領域	医療福祉特論	2	2		
	医療ソーシャルワーク特論	2	2		
	精神保健福祉特論	2	2		
	精神医学特論	2	2		
	介護福祉特論	2	2		
	精神科地域リハビリテーション特論	2	2		
	医事法特論	2	2		
実習	ヘルスプロモーション特論	2	2		
	国際医療福祉実習	2	2		
	医療・介護福祉実習	2	2		
	社会福祉調査実習	2	2		
特別研究	地域福祉実習	2	2		
	8	2	2		
計		12	46		

《履修方法》

- ① 「専門基礎領域」の授業科目から必修科目4単位を修得すること。
- ② 「専門領域」の「実習」から2単位以上を修得すること。
- ③ 授業科目の選択については、主たる研究領域により、あらかじめ指導教授の指導を受けること。
- ④ ①②および「特別研究」8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

八 医療経営学専攻
修士課程

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
特別研究演習	4			
特別研究	4			
施設経営・管理実習 I	2			
施設経営・管理実習 II	2			
医学・医療特論	2			
経営経済分野	医療制度・関係法特論 医療経済学特論 医療経営分析特論 病院経営分析演習 医療経営戦略特論 病院財務会計特論 病院組織管理特論 国際保健特論	2 2 2 2 2 2 2 2		
システム分野	医療情報管理学特論 医療情報システム学演習 マーケットリサーチエンジニアリング特論 医療安全特論 医療施設デザイン特論	2 2 2 2 2		
	計	12	28	

《履修方法》

必修科目12単位を含め、計30単位以上を修得すること。

(3) 心理科学研究科

イ 臨床心理学専攻

博士後期課程

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
特別研究	12			
臨床心理学特別演習 I		4		
臨床心理学特別演習 II		4		
臨床心理学特別演習 III		4		
臨床心理学特別演習 IV		4		
臨床心理学特別演習 V		4		
計	12	20		

《履修方法》

必修科目12単位を含め、計16単位以上を修得すること。

□ コミュニケーション学専攻

修士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎領域	ビジネス・パフォーマンス実習	2			
	ノンバーバル・コミュニケーション特論	2			
	英米文学生特論	2			
専門領域	英語コミュニケーション分野 音声学 I		2		
	音声学 II		2		
	英語教育学 I		2		
	英語教育学 II		2		
	英文学 I		2		
	英文学 II		2		
	米文学 I		2		
	米文学 II		2		
専門領域	社会コミュニケーション分野 社会コミュニケーション学特論 I		2		
	社会コミュニケーション学特論 II		2		
	社会コミュニケーション学特論 III		2		
	行動研究法特論		2		
	異文化間コミュニケーション特論	2			
	社会調査演習 I		2		
	社会調査演習 II		2		
	社会調査演習 III		2		
メディア・リテラシー実習			2		
特別研究		8			
計		16	32		

《履修方法》

- ① 「専門基礎領域」の必修科目6単位を修得すること。
- ② 「専門領域」において、「英語コミュニケーション分野」から4単位以上、「社会コミュニケーション分野」から「異文化間コミュニケーション特論」を含む4単位以上を含め、計16単位以上を修得すること。
- ③ ①②および「特別研究」8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

ハ 感性デザイン学専攻

修士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎科目	感性認知脳科学特論	2			
	感性人間工学特論	2			
	感性デザイン学特論	2			
専修科目	感性人間工学実習		1		
	感性デザイン学実習		1		
	感性知的システム演習		1		
	データサイエンス特論		2		
	産業心理学特論		2		
	感性商品開発特論		2		
	労働管理衛生学特論		2		
応用科目	バーチャルリアリティ特論		2		
	感性人間工学特別講義		2		
	感性デザイン学研究演習	2			
特別研究	感性デザイン学実践演習	4			
	感性デザイン学特別研究	6			
計		18	15		

《履修方法》

- ① 「基礎科目」の必修科目6単位および「応用科目」の必修科目6単位、計12単位を修得すること。
- ② 「専修科目」および「応用科目」の「感性人間工学特別講義」のうちから、計12単位以上を修得すること。
- ③ ①②および「感性デザイン学特別研究」6単位を含め、計30単位以上を修得すること。

二 実践臨床心理学専攻

専門職学位課程

科目区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基本科目群	臨床心理学原論 I	2			
	臨床心理学原論 II	2			
	臨床心理倫理行政法特論	2			
	臨床心理地域援助学演習 I	2			
	臨床心理地域援助学演習 II	2			
	臨床心理調査研究法特論 I	1			
	臨床心理調査研究法特論 II	1			
	臨床心理査定学演習 I	2			
	臨床心理査定学演習 II	2			
必修科目群	臨床心理面接学実習 I	2			
	臨床心理面接学実習 II	2			
	臨床心理面接学実習 III	2			
	臨床心理査定学実習 I	1			
	臨床心理査定学実習 II	1			
	臨床心理地域援助学実習 I (医療・保健)	2			
	臨床心理地域援助学実習 II (福祉)	2			
	臨床心理地域援助学実習 III (教育)	2			
	臨床心理事例研究演習 I	2			
展開科目群	臨床心理事例研究演習 II	2			
	臨床心理事例研究演習 III	2			
	総合的事例研究演習 I	2			
	総合的事例研究演習 II	2			
	生涯発達心理学特論		2		
	人格心理学特論		2		
	健康心理学特論		2		
	精神医学・薬理学特論		2		
	援助アプローチ分野				
選択科目群	情緒・発達障害児指導法演習		2		
	人間学的心理療法演習		2		
	家族療法演習		2		
	行動療法演習		2		
	力動的心理療法演習		2		

活動領域分野	福祉臨床心理学特論	2		
	非行・矯正臨床心理学特論	2		
	産業臨床心理学特論	2		
	医療・リエゾン心理学特論	2		
	学校カウンセリング特論	2		
	児童青年精神医学特論	2		
	臨床心理地域援助学実習IV(産業)	2		
計		40	32	

《履修方法》

必修科目40単位を含め、計50単位以上を修得すること。

(4) 工学研究科

イ 建築・環境学専攻

修士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
特別研究	建築・環境学特別研究	8			
基礎科目	建築・環境学概論	2			
専修科目	建築・都市設計特論 空間設計・形成特論 福祉医療環境学特論 I 福祉医療環境学特論 II 地域保全計画特論 建築形成史特論 I 建築形成史特論 II 地域施設計画特論 住環境計画特論 環境マネジメント特論 建築環境学特論 I 建築環境学特論 II 居住環境学特論 I 居住環境学特論 II 建築構造特論 I 建築構造特論 II 構造力学特論 構造計画特論 構造材料特論 建築・環境学実習・実験 I 建築・環境学実習・実験 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3			
特別講義	建築・環境学特別講義 I 建築・環境学特別講義 II 建築・環境学特別講義 III 建築・環境学特別講義 IV		1 1 1 1		
計		16	42		

《履修方法》

必修科目16単位を含め、計30単位以上を修得すること。

□ 情報通信学専攻

修士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
特別研究	特別研究	8			
基礎科目	電磁波論		2		
	信号設計論		2		
	信号検出論		2		
	リアルタイムソフトウェア論		2		
	ロボット工学特論		2		
	計測工学特論		2		
	制御工学特論		2		
専修科目	情報通信ネットワーク論		2		
	光通信ネットワーク論		2		
	光波エレクトロニクス		2		
	情報記録メディア論		2		
	イメージ情報処理論		2		
	集積回路設計論		2		
	伝熱工学特論		2		
	認識工学特論		2		
応用科目	情報通信学演習I		1		
	情報通信学演習II		1		
	情報通信学特別講義		2		
	機械システム学演習I		1		
	機械システム学演習II		1		
	機械システム学特別講義		2		
計		8	38		

《履修方法》

- ① 「基礎科目」6単位以上を含め、22単位以上を修得すること。
- ② ①および「特別研究」8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

(5) 薬学研究科

イ 医療薬学専攻

博士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
専門基礎	医療薬学支援研究分野	医療薬物動態学特論	2			
	医療薬学研究分野	医療薬物療法学特論 I 医療医科学特論	2 2			
専修特論	医療薬学基盤研究分野	有機化学特論	2			
		医薬資源学特論	2			
		生体分子化学特論	2			
		分子微生物科学特論	2			
		生活環境・栄養学特論	2			
専修演習	医療薬学支援研究分野	臨床薬理学特論	2			
		医療薬剤学特論	2			
		医療薬物療法学特論 II	2			
		応用薬理学特論	2			
		有機合成化学演習	4			
専修演習	医療薬学基盤研究分野	有機薬化学演習	4			
		医薬資源学演習	4			
		生体分子化学演習	4			
		分子微生物科学演習	4			
		生活環境・栄養学演習	4			
特設講座	特別研究	臨床薬理学演習	4			
		医療薬剤学演習	4			
		医療薬物療法学演習	4			
計		12				
		18	70			

《履修方法》

- ① 「専門基礎」の必修科目6単位を修得すること。
- ② 「専修特論」の授業科目のうち、「医療薬学基盤研究分野」、「医療薬学支援研究分野」および「医療薬学研究分野」からそれぞれ1科目を含め、計8単位以上を修得すること。
- ③ 「専修演習」のうち、指導教員が指定する授業科目から、選択科目4単位以上を修得すること。
- ④ 「特設講座」のうち、選択科目4単位以上を修得すること。
- ⑤ ①②③④および「特別研究」12単位を含め、計34単位以上を修得すること。